

通 所 利 用 約 款
(通所リハビリテーション)
(介護予防通所リハビリテーション)

医療法人社団 湖 聖 会



介護老人保健施設

キーストーン

通所(介護予防通所)リハビリテーション契約書

利用者 _____ 様（以下「甲」という。）と事業者 医療法人社団 湖聖会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する介護老人保健施設 キーストーン（以下「本施設」という）の通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスを提供し、甲の心身の機能の維持回復を図ります。一方、甲の身元引受人は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決める事を、本約款の目的とします。

2 乙は、通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスの提供にあたっては、甲の要介護(要支援)状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対してサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、利用開始日から甲の要介護(要支援)認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間の満了日前に、甲が要介護(要支援)状態区分の変更の認定を受け、要介護(要支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(要支援)認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護(要支援)認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間の満了日前に、甲が要介護(要支援)状態区分の変更の認定を受け、要介護(要支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(要支援)認定有効期間の満了日までとします。

4 甲が乙に入所申込み書を提出したのち、甲の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(運営規程の概要)

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、重要事項説明書の記載の通りです。

(通所(介護予防通所)リハビリテーション計画の作成・変更)

第4条 乙は、診療又は運動機能検査等の結果を基に、甲の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、通所(介護予防通所)リハビリテーション計画を作成します。

- 2 通所(介護予防通所)リハビリテーション計画には、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します
- 3 通所(介護予防通所)リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスの目的に従い、通所(介護予防通所)リハビリテーション計画の変更を行います。
 - ① 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該通所(介護予防通所)リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
 - ② 甲が通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 乙は、通所(介護予防通所)リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを甲及び身元引受人、甲の親族等に対し説明し、その同意を得るものとします。

(通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスの内容及びその提供)

第5条 乙は、医師の指示及び通所(介護予防通所)リハビリテーション計画に基づいて、通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスを提供します。各種サービスの内容は、重要事項説明書の記載通りです。

- 2 乙は、甲に対して通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスを提供することに、当該サービスの内容等を記録し、必要に応じて甲の確認を受けることとします。

(身元引受人)

第6条 甲は、次の事項の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、甲が身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力（民法第20条第1項に定める行為能力者を言います。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有する事

2 身元引受人は、甲が本約款上乙に対して負担する一切の責務を極額38万円の範囲内で、甲と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は本施設、本施設の職員若しくは他の入所者に対し、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、甲及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を求めることが出来ます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらに残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(甲からの解除権)

第7条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスを解除することが出来ます。但し利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(乙からの解除及び入院又は入所による終了)

第8条 乙は、甲及び身元引受人に対し、次に掲げる場合は、本約款に基づく通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスを解除することが出来ます。

① 甲が要介護認定において自立と認定された場合。

② リハビリテーションをすることにより、日常生活動作等の改善が見られ、定期的にも実施されるモニタリングにおいて、他のサービスに移行出来ると判断された場合。

③ 甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所(介護予防通所)リハビリテーションサービス提供を超えると判断された場合。

- ④ 甲及び身元保証人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
 - ⑤ 甲が、当施設、当施設の職員若しくは他の利用者に対し、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ⑥ 第6条第4項の規定に基づき、乙が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、甲が新たな身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが出来ない場合。
- 2 甲が病院に入院又は他の施設へ入所した場合は、本約款に基づく通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスは終了します。

(利用料金)

- 第9条 甲及び身元引受人は、連帯して、乙に対し、本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金表を基に計算された月ごとの合計額及び甲が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、乙は甲の経済状態等に変化があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 乙は、甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。甲及び身元引受人は、連帯して、乙に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 乙は、甲又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第10条 乙は、甲の通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 乙は、甲が前項の記録閲覧、謄写を求めた時は、原則として、必要な実費を徴取のうえ、これに応じます。
- 3 乙は、身元引受人が第1項の記録閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して乙は必要と認める場合に限り、必要な実費を徴取のうえ、これに応じます。但し、甲が身元引受人に対す

る閲覧、謄写に反対する意思を表明した場合その他利用者の利益に反する恐れがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。

- 4 前項は、乙が身元引受人に対して連帯保証責任の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 乙は、甲及び身元引受人以外の親族が第1項の記録閲覧、謄写を求めてきた時は、甲の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴取のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反する恐れがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。

(身体的拘束その他の行動制限)

第11条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

- 2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- 3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第5条第2項の短期入所(介護予防短期入所)療養介護サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。

- ① 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- ② 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- ③ 前項に基づく甲の身元引受人又は甲の親族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第12条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及び身元引受人又は甲若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の事項については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連携、紹介等

- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
 - ③ 甲が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 甲に病状の変化が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護の為必要な場合（災害時におけるの安否確認情報を行政に提出する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第13条 乙は、甲に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 乙は、甲に対し、当施設における通所(介護予防通所)リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医療的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、通所(介護予防通所)リハビリテーションサービス中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第14条 サービス提供等により事故が発生した場合、乙は、甲に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医療的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項の他、乙は甲の身元引受人又は甲若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（苦情対応）

- 第15条 甲又は身元引受人又は甲の親族は提供されたサービスに苦情がある場合には、乙・市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情対応は、重要事項説明書の記載通りです。
- 2 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した施設サービスについて甲又は甲の身元引受人又は甲の親族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
 - 3 乙は、甲又は甲の身元引受人は甲の親族が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(損害賠償責任)

第16条 乙は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、甲側に故意又は過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 乙は、前項の損害賠償責任を、契約している損害賠償責任保険内において速やかに履行します。

(損害賠償がなされない場合)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

2 甲（その家族、身元引受人も含む）が、契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

3 甲（その家族、身元引受人も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

4 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

5 甲が、乙もしくはサービス事業者の指示等に反して行なった行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

(具体的には事業者もしくはサービス事業者が適正な介護サービスを行っていたにも拘らず、甲が指示・依頼に従わず、自らの行動が起因する転倒・転落・外傷・その他の損害については、状況確認をし甲の自己責任となります)

(事業者の責任によらない事由によりサービスの実施不能)

第18条 乙は、契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、甲に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

(合意管轄)

第19条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の事業所又は乙の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲又は身元引受人と乙が誠意をもって協議して定める事とします。

通所（介護予防通所）リハビリテーション重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 湖聖会
代表者名	理事長 遠藤 忠雄
所在地・連絡先	(住所) 東京都江東区亀戸三丁目36番1号 (電話) 03-3637-2121 (FAX) 03-3637-2002

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	介護老人保健施設 キーストーン
所在地・連絡先	(住所) 東京都江東区亀戸三丁目36番1号 (電話) 03-3637-2121 (FAX) 03-3637-2002
事業所番号	1350880017
管理者の氏名	田中 健彦
利用定員	43名

3 事業所の特色等

(1) 事業の目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練とその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者のその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所（介護予防通所）リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

(2) 運営方針

- ①この施設を利用するすべての高齢者の心身の活性化と自立の支援
- ②寝たきり高齢者の心を癒す手厚い看護と介護
- ③認知症老人の特性を重視した看護と介護
- ④自立心の高揚と生活復帰を目指したリハビリテーション
- ⑤家庭的な療養環境の保持
- ⑥在宅保健福祉サービスの積極的な支援
- ⑦退所者及びその家族との継続的な交流とサービスの提供
- ⑧地域交流センターとしての施設づくり
- ⑨行政・他施設・居宅介護支援事業所との広範な連携

4 施設の職員体制（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ）

従業者の職種	従業者の員数	職務の内容
管理者	1. 00以上 (入所と兼務)	介護老人保健施設に携わる従業者の管理・指導を行う。
医師	1. 00以上 (管理者、入所と兼務)	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
看護介護職員	3. 60以上	医師の指示に基づき服薬・検温・血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護介護を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	0. 40以上	通所リハビリテーション利用者及び介護予防通所リハビリテーション利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、必要に応じて利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
管理栄養士	1. 00以上 (入所と兼務)	献立の作成・栄養指導・嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。

5 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30) 常勤で勤務	土・日・祝日 (年間 116 日)
医師	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30) 常勤で勤務	土・日・祝日 (年間 116 日)
看護職員 介護職員	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30) 常勤・非常勤で勤務	年間 116 日
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30) 常勤で勤務	年間 116 日
管理栄養士	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30) 常勤で勤務	年間 116 日

6 事業の実施地域

事業の実施地域	江東区 (清洲橋通りより以北)・墨田区
---------	---------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

7 営業日

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	8 : 30 ~ 17 : 30

8 サービスの内容及び費用（介護保険給付対象サービス）

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 昼食 12:00～ 管理栄養士又は栄養士の立てる献立表により、 栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供 します。 食事サービスの利用は任意です
入 浴	入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方の入浴も可能 です。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと 共に、排泄の自立についても適切な援助を行いま す。
機 能 訓 練	理学療法、作業療法等、個別のリハビリ訓練に より利用者の状況に適した機能訓練を行い、身 体機能の維持回復に努めます。
レクリエーション	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行いま す。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合、原則として料金表の利用料金がご利用者様の負担額（負担割合証による）となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、介護保険給付が行われない場合があります。その場合、全額自費負担（10割負担）の利用料をお支払いいただく事となります。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

ウ 料金表

○施設サービス費(1日につき・共通の利用料)

別紙「介護老人保健施設 キーストーン」通所（介護予防通所）リハビリテーション料金表、基本料金表欄のとおり

○加算(ご利用者様の状況・要望に応じて加算する利用料)並びに介護保険給付対象外サービス(1日につき)

別紙「介護老人保健施設 キーストーン」通所（介護予防通所）リハビリテーション料金表、加算利用料欄のとおり

9 利用料等のお支払方法

毎月15日までに前月分の請求書を郵送又は利用者個人連絡帳に同封します。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払方法は、振込または口座引落にてお支払い下さい。

10 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	受付担当者	清水 敬（しみず たかし）
	受付時間	8：30～17：30
	電話	（03-3637-2121）
	面接	（当施設1階相談室）
	苦情箱	（1階ホール）

【手順】

①苦情受付

- ・苦情受付担当者は苦情を随時受け付ける。
- ・苦情受付担当者は苦情解決責任者である事務長へ報告する。

②苦情受付に際し、次の事項を苦情報告書に記載し、その内容について苦情申出人に報告する。

- ・苦情内容
- ・苦情申出人の希望等
- ・介護保険課等への報告の要否
- ・苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの介護保険課等の助言
- ・立会いの要否

③苦情解決に向けての話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。

④苦情解決結果の報告

- ・苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について苦情申出人及び担当介護支援専門員に対して決定事項とその経過について報告する。

【上記以外の苦情受付機関】

◎東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課

東京都新宿区西新宿2-8-1

電話：03-5320-4597

◎東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課

東京都千代田区飯田橋3-5-1

電話：03-6238-0177

◎江東区役所 介護保険課 介護サービス利用相談

東京都江東区東陽4-11-28

電話：03-3647-9099

1 1 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

1 2 秘密保持の対策

正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び身元引受人又は家族の秘密を漏らしません。

利用者への看護・介護サービス等提供時において、利用者及び身元引受人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及び身元引受人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することはありません。〈別紙-1〉

介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会等で事例研究発表等をする場合、利用者を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

本条に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

1 3 事故発生時の対応及び賠償責任

通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに市区町村及び利用者の身元引受人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故により利用者に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし当施設に故意又は過失がない場合はこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

【手順】

- ①事故発見者は、利用者の安全を確認し看護師を呼ぶ。
- ②看護師は、次の事項を確認する。
 - ・外傷の有無
 - ・痛みの有無
 - ・部位の確認
 - ・バイタルサインの測定
 - ・事故の状況観察
- ③外傷・骨折等の疑いの無い場合は、安静にし経過観察を行う。
相談員（必要に応じて看護師）よりご家族等に状況及び対応を報告する。
- ④外傷・骨折等の疑いの有る場合は、施設長（医師）に報告する。
医師の指示を確認し実施する。

⑤外来受診が必要な場合、施設車両を手配（重症の場合は救急車および施設車両調整困難な場合は介護タクシー）すると同時に、受診先病院への連絡を行う。相談員（必要に応じて看護師）よりご家族等に状況及び対応を報告する。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設キーストーン消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める「介護老人保健施設キーストーン消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
	避難階段	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり	消火器	あり
	消火栓	あり	排煙設備	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	事業所管理者とは別に定めます。			

1 5 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証・介護保険負担割証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 施設内は禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金等（現金・指輪・高価な時計等）は施設への持ち込みは禁止しております。不用意に持参した場合は自己の責任となりますので、施設側は一切の責任を負いません。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 4 年 10 月 21 日
実施した評価機関の名称	経営創研株式会社
評価結果の開示状況	WAM NET とうきょう福祉ナビゲーション

以上契約書及び重要事項説明書、個人情報利用同意書に関する説明について担当者より説明を受け、十分に理解のうえ同意し、この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

年 月 日

利用者（甲）

住所

氏名

印

代筆者

続柄（ ）

代筆理由： 手が不自由 認知症 その他

身元引受人

住所

氏名

印

事業者（乙）

住所 東京都江東区亀戸三丁目36番1号

事業者 医療法人社団 湖聖会

事業所 介護老人保健施設 キーストーン

（事業所番号） （1350880017）

代表者名 理事長 遠藤 忠雄

説明者

氏名

印